

# 令和3年度版 北茨城市立精華小学校いじめ防止基本方針

## はじめに

本校では、いじめ問題の克服に向けて「いじめ防止対策推進法」（以下「推進法」）第13条の規定に基づき、また、「いじめ防止等のための基本的な方針」と「茨城県いじめ防止基本方針」（以下「県の基本方針」）を参酌し、いじめの防止等をするため「北茨城市立精華小学校いじめ防止基本方針」（以下「精華小学校の基本方針」）を策定しました。

いじめ防止には、校長を中心とした一致協力体制が必要であり、北茨城市教育委員会との連携を深めながら指導の徹底を図らなければなりません。

そのためには、全教職員が、児童が発しているサインを見逃すことがないよう危機感をもって常に児童と接すること、教員相互の情報交換を行いいじめ撲滅に向け努力しなければなりません。「いじめは許されない」や「いじめる側が悪い」という認識を児童も教師ももつことが前提となります。

今後、この「精華小学校の基本方針」に基づき、学校、地域住民、家庭、その他関係者と協力して、いじめの防止等に真剣に取り組んでまいりますので、本校に関係する皆様に御理解と御協力を御願いするとともに、いじめのない学校を目指して学校経営を進めてまいります。

令和3年4月

北茨城市立精華小学校長 小林 宜弘

## 1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「推進法」第1章、第2条より抜粋）

### (2) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって、本校では、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないように、また、いじめはいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であるということについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨とし、いじめの防止等のための対策を講じる。

### (3) いじめの禁止

「推進法」第1章、第4条「いじめを行ってはならない。」の遵守の徹底を図る。

### (4) 教職員の認識すべき事項

いじめの防止等に関しては、以下の4点を全職員が認識して取り組む。

- ① いじめはどの子供にも起こりうることであり、いじめはどの子供も被害者にも加害者にもなりうるため、日常的に児童の行動を把握する。
- ② いじめの未然防止には、生徒が主体的に参加できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。
- ③ いじめは大人が気付きにくい形で行われるため、早期発見には、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、積極的に認知する。
- ④ いじめの報告を受けた場合、特定の教職員で抱え込まず、組織的に被害児童を守り、加害児童に毅然とした態度で指導をする。

### (5) 目標

いじめの防止等の取組については、以下の5つの取組の徹底を図ることを本校の取組目標とする。

- ① 未然防止への取組の徹底

- ② 早期発見への取組の徹底
- ③ 早期解消への取組の徹底
- ④ 関係機関との連携の徹底
- ⑤ 教職員研修の充実の徹底

## 2 「精華小学校いじめ防止対策委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

- 会議は次の者で構成する。
  - 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、特別支援主任、養護教諭、該当学級担任、その他校長が必要と認める者
- 校長は会議を総理し、会議を代表する。
- 会議は次に挙げる事務を所掌する。
  - ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
  - ・いじめの未然防止や早期発見に関すること。
  - ・いじめ問題の確認とその対応に関すること。
  - ・いじめ問題の具体的対応策を検討すること。
  - ・いじめの相談窓口として相談を受けること。
  - ・教職員研修の企画、立案に関すること。
- 会議は校長が招集する。
- 会議は次の区分で招集する。
  - 原則として、月1回の定例会を行う。また、必要に応じて、週1回の職員集会の後に臨時会を行う。さらに、いじめの兆候を把握した場合やいじめの相談情報があった場合、その都度臨時会を行い、招集する。
- その他、会議の運営に必要な事項は、校長が決定する。

## 3 いじめの防止等に関する措置

### (1) 未然防止

児童の豊かな心を育成し、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することから、道徳教育等をはじめとして、以下の様な全ての教育活動を通して社会性を育む。

#### ① 授業、学級活動や朝の会・帰りの会での活動

授業、学級活動や朝の会・帰りの会での活動においては、児童が自らの行動を自分で選択し、相手との関わりの中で行動する活動を通して、自己指導能力（そのとき、その場で、どのような行動が適切か、自分で考えて、決めて、実行する能力）を高め、いじめに向かわない態度、能力を育成する。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

#### ② 学級での係活動、学校行事、委員会活動

いじめに向かわない児童を育成するため、学級での係活動及び学校行事、高学年児童による委員会活動の中で、全ての児童が主体的に活躍できる場面や役割を設定し、児童が他の児童や教師から認められる体験をもつことによって、自己有用感（自分は認められている、自分は大切にされているといった思い）を高める。

#### ③ 教育相談と個別面談

いじめの問題が深刻になる前に、いじめを認知し、適切な対応がとれるよう、日頃から児童と接する機会を多くもち、児童が教職員と相談しやすい関係を構築する。

また、定期的に行う児童との個別面談のときにも、自分自身だけでなく、他の児童がいじめを受けていないか等を確認する。さらに、必要に応じてスクールカウンセラー（以下SC）等を活用し、教育相談体制を整える。

#### ④ 教育活動全体を通して

いじめはどの児童にも起こりうるという視点で、全ての教育活動を通して、児童の観察等を行うことで、児童の変化を敏感に察知し、いじめを受けているという兆候を見逃さないよ

うに努める。また、普段から教職員間の連携に努め、情報を共有することで多面的な視点で児童の観察に努める。

#### ⑤ インターネットを通じて行われるいじめ

インターネットを通じて行われるいじめは発見しにくいいため、児童から定期的に情報を収集し、その把握に努める。また、児童がインターネットの使用について自ら判断し適切に活用できるように、発達段階に応じた情報モラル教育を推進する。

#### ⑥ 新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害

根拠のないうわさやフェイクニュース等、科学的根拠のない思い込みによる差別的発言や外国人・帰国者・感染者に対する人権侵害行為がないよう、十分注意する。また、教職員が正しい知識をもち、児童及び保護者に感染症及び感染症予防について正しく伝える。

#### ⑦ 「いじめ防止フォーラム」の開催

学級ごとに作成した、「いじめ防止スローガン」を発表したり、いじめについてのアニメ動画を鑑賞したりすることを通して、「いじめを絶対に許さない」という気持ちを高めるとともに、いじめに対する共通理解を図る。

### (2) 早期発見

教職員は、いじめはどの児童にも、どの学校においても起こりうるという共通認識をもち、全ての教育活動を通じて、児童の変化を敏感に察知し、いじめを受けているという兆候を見逃さないよう努力する。特に、ささいな兆候であってもいじめではないかと疑われる場合、早い段階から児童に声かけや相談等の関わりをもち、的確に状況の把握を行う。

また、「SOSの出し方に関する教育（東京都教育庁指導部）」を参照しながら、児童・保護者の発する「小さなサイン」を見逃さないよう努める。

#### ① アンケート調査

いじめに関するアンケート調査を毎月行い、いじめの早期発見に努める。アンケートには、自分や自分の身の回りで起きているいじめについて記入させる。児童がいじめと認識していないケースが記述されていても、教師が聞き取りを行い、状況の把握に努める。

#### ② 保護者との連携

学校での児童の様子を連絡帳や電話で随時家庭に連絡するなど、日頃から保護者との連携を密にする。家庭で少しでも児童の変化に気付いた場合、保護者から学校へ気軽に相談してもらえる関係づくりに努める。また、生徒指導だより「七つの子」に、いじめに関する内容を記載し、いじめ防止に向けて保護者への啓発活動を行う。

#### ③ 相談窓口の周知

いじめの相談については、保健室や相談室の利用とともに、電話やメールによる相談窓口など、複数の相談窓口があることを学校だよりや生徒指導だよりで児童や保護者へ周知する。

### (3) 早期解消

いじめの連絡や相談を受けた場合、速やかに被害者の安全を確保するとともに、「いじめ防止対策会議臨時協議会」を開き、校長のリーダーシップのもと、当該いじめに対して組織的に対応する。

#### ① 被害者の保護

いじめの行為を確認した場合、いじめられている生徒を守り通すことを第一とし、全職員が協力して被害者の心のケアに努める。また、被害者の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、家庭での心のケアや見守りを依頼する等、協力して対応する。

#### ② 実態の把握

被害者、加害者及び周辺の児童から十分に話を聴き、いじめの事実を確認する。また、アンケート調査等を実施し、速やかに実態の把握を行う。学校だけでは解決が困難な場合、事案に応じた専門機関等と連携し、解消に向けた対応を図るとともに、把握した事実を市・県北・県教育委員会に報告する。

#### ③ 加害者への対応

加害者に対しては、いじめを止めさせ、毅然とした姿勢で指導をする一方、しっかりと寄り添い、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行い、いじめを繰り返さないよう支援する。また、加害者の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに

に、被害者やその保護者への対応に関して必要な助言を行う等、協力して対応する。

#### ④ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

児童がインターネット上に不適切な書き込み等を行った場合、被害の拡大を避けるため、削除させる等の指導を行い、削除ができない場合にはプロバイダに削除を求めるなどの措置を速やかに講じる。インターネット上に児童を中傷する書き込みがされた場合、掲示板等のURLを抑えるとともに、書き込みのある部分をプリントアウトする等して内容を保全し、それを基に書き込みの削除依頼を掲示板等の管理者宛に行う。管理者が削除依頼に応じない場合、掲示板サービスの提供会社であるプロバイダに削除依頼を行う。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局等の協力を求める。

#### ⑤ 重大事態の調査と報告【いじめの重大事態対応マニュアルより平成31年1月 茨城県教育委員会】

いじめを背景とした重大事態について、いつ、誰から行われ、どのような事態であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、詳細かつ速やかに調査する。(詳細は、本方針の「6 重大事態への対処」に記述。)

### 4 関係機関等との連絡

いじめの問題への対応については、学校や教育委員会においていじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合、必要に応じて関係機関との適切な連携を図る。そのため、平素から警察署等の関係機関の担当者との情報交換等を通して、情報共有体制を構築する。

#### (1) 保護者

保護者の集まる学校行事や夏季休業中に行われる教育相談(二者面談)等において、「県の基本方針」の「IV 家庭の役割」について説明するとともに協力を依頼し、連携していじめの対応等を行う関係づくりをする。また、「推進法」第1章第9条「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」の周知を図る。さらに、個別面談等で聞き取り調査を行い、児童の家庭での状況を的確に把握するなど、密接に連絡を取り合い、いじめが起きた場合、速やかに被害者と加害者それぞれの保護者に連絡し、三者が連携して適切な対応を行う。

#### (2) 地域

校外における児童の状況を的確に把握するため、日頃から民生委員・児童委員、青少年相談員や地域住民等と連絡を取り合う。いじめが起きた場合、必要に応じて、協力を得ながら対応する。

#### (3) 関係機関

学校だけの対応では問題を解消することが困難であると判断した場合、速やかに警察、児童相談所等の関係機関に連絡する。なお、いじめられている児童の生命又は身体の安全が脅かされているような場合、直ちに警察に通報する。

#### (4) 学校以外の団体等

塾や社会教育関係団体等、学校以外の場で起きたいじめの連絡を受けた場合、その団体等の責任者等と連携して対応する。

#### (5) その他

いじめに関係する児童・生徒が複数の学校に及ぶ等の場合、関係する学校と連携していじめの問題に対応する。

### 5 教職員研修の充実

いじめの問題についての教職員の共通理解と指導力の向上を図るために、全教職員の参加による校内研修の充実を図る。

#### (1) 実践的研修

カウンセリング演習等の実践的な内容をもった校内研修を積極的に実施する。その際、SCをアドバイザーとし、研修内容の計画をたて、いじめの未然防止、早期発見、早期解消等に向

けた技能の習得，向上を図る。

## (2) 事例研究

事例研究を通して，具体的な対応方法について理解を深め，いじめの対応の実践力向上を図る。特に，教職員が一人で抱え込まず，組織で対応するという共通認識を図る。併せて，同種*の*いじめの再発を防止する。

## (3) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネットを通じて行われるいじめに対応するため，外部から講師を招き，インターネット環境等に関する研修を行い，教職員全体の情報モラルへの理解を深める。

## (4) 新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害への対応

新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害が社会問題となっている。感染が発覚した場合の正しい対応を取るため，最新資料を用いた研修を行い，教職員全体の人権に関する理解を深める。

# 6 本校におけるいじめに対する措置（重大事態発生時）

【いじめの重大事態対応マニュアル平成31年1月 茨城県教育委員会】

## (1) 重大事態とは

- ① 児童が自殺を企図した場合
  - ② 児童が心身に重大な傷害を負った場合
  - ③ 児童が金品等に重大な被害を被った場合
  - ④ 児童がいじめにより転学等を余儀なくされた場合
  - ⑤ 児童がいじめにより相当の期間（年間30日が目安）欠席することを余儀なくされた場合
- ※ 重大事態の判断については，いじめを受けた児童の状況に着目し判断する。また，いじめを受けた児童及び保護者から申し出があった場合は，その訴えに真摯に対応する。

## (2) 重大事態の判断について

- ・重大事態は，事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく，**「疑い」が生じた段階で調査**を開始する。
- ・被害児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったとき（「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）は，その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても，重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

## (2) 重大事態の報告

- ① 重大事態（疑い含む）が発生した場合，「学校いじめ問題対策協議会」は，直ちに「市教育委員会」（以後教育委員会）に報告する。「重大な被害」であるか否かを学校のみで判断することなく，教育委員会に対して情報共有し，相談を行う。
- ② 「生命心身財産重大事態」については，認知後，速やかに教育委員会に報告する。
- ③ 「不登校重大事態」については，欠席が30日に達する前から，教育委員会に相談しつつ，児童への聴き取りを始める。重大事態と判断した際には，判断した後7日以内に教育委員会を経由して地方公共団体の長に報告する。

## (3) 重大事態の調査（調査の主体及び組織について）

### ① 調査の主体の判断

学校の設置者が，**重大事態の調査の主体を判断**する。

設置者自らが主体

- ・学校主体の調査では対処，同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと設置者が判断する場合
- ・学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合

生命心身財産重大事態・・・・・・・・・・学校又は設置者

不登校重大事態・・・・・・・・・・原則学校が主体

自殺が起きたときの基本調査・・・・・・・・設置者の指導・支援のもと，学校が主体

自殺が起きたときの詳細調査・・・・・・・・特別の事情がない限り設置者が主体

② 調査組織について

調査には、教育委員会が主体又は学校が主体の調査がある。設置者が調査の主体を判断し、またその際、第三者を調査組織に含めるかどうかについても検討する。

学校が主体の場合

- ・「学校いじめ問題対策協議会」に第三者（弁護士、精神科医等）を加えた組織
- ・学校が立ち上げた第三者による調査組織

③ 調査について

ア 調査の趣旨

いじめの重大事態が発生した場合（発生の疑いを含む。）学校は、速やかに事実関係を明確にするため、また、同種の事態の再発防止につなげるために調査を行う。

イ 調査の主体

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに学校の設置者に報告し、指示を仰ぐ。

ウ 調査の内容・方法・対象

学校は、「いつ、どこで、誰が、どのような行為を、誰に対して行ったか、その際の職員の対応等」を児童・保護者・教職員等からの聴取に基づき調査する。

事案によって、誰を対象とするのか、どのような方法で実施するのかについて十分に検討し、組織的に調査を行う。

調査方法・・・①聴き取り、②アンケート、③各種記録 等

調査対象・・・①いじめの被害者・加害者、②他の児童等、③保護者、④教職員 等

エ 調査の留意点

- ・いじめとの因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を明らかにする。
- ・学校運営上の問題等についても事実にしっかりと向き合う姿勢で調査を実施する。
- ・被害児童・保護者の心情に寄り添い、調査委に対する意向を十分汲み取りながら調査を実施する。
- ・アンケート実施の際には、そのアンケートが被害児童・保護者に提供される場合があることについて調査の対象者や保護者に理解を得る必要がある。
- ・調査段階で、SC、SSW等の専門家を加える場合は、教育委員会に協力を依頼する。
- ・学校においては、重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校児童及び保護者に対しアンケート及び聞き取り等の実態調査を行い、事実関係を把握する。その際、被害児童の学校復帰が阻害されないよう配慮する。いじめを受けた児童及び保護者に対しては、学校としての説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえることとする。

オ 関係資料の保存について

- ・調査の記録及び資料等に関しては、その整理保管を確実に行う。
- ・アンケートの原本等の一次資料・・・・・・・・最低でも当該児童が卒業するまでの期間
- ・アンケートや聴取記録等の二次資料及び調査報告書・・・・・・・・5年保存
- ・記録の廃棄は、被害児童・保護者に説明の上行う。

④ 調査結果等の説明について

法第28条第2項により、いじめの重大事態の調査を行った場合、その結果を当該調査に係る被害児童及び保護者に対して適切に提供するものと定められている。

- ・詳細な調査をしていない段階で、「いじめはなかった」などと断定的に説明してはならない。
- ・被害児童・保護者の心情を害する言動は厳に慎む。
- ・被害児童・保護者に寄り添いながら対応することを第一とし、信頼関係を構築すること。

(4) 重大事態への対応

- ① 学校は、教育委員会と十分に連携を図りながら、事態収拾及び、再発防止について対応の基本方針を策定する。
- ② 学校においては、対応の基本方針に従って、校内サポートチームにより、児童・保護者及び地域社会に対応する。

- ③ 被害児童・保護者の心情に寄り添い、最大限の配慮を払い、意向を十分にくみ取って対応する。合わせて、手厚く心のケアに努める。
- ④ 加害児童・保護者については、出席停止も視野に入れて毅然とした態度で対応する。合わせて、被害児童・保護者の心情を思い知らせ、心からの反省の気持ちを引き出す指導をし、謝罪及び再発防止につなげる。
- ⑤ その他の児童については、重大事態について説明し、動揺を抑えて心のケアを図り、さらに「絶対にいじめは許されない」ということを確認して再発防止に努める。事態解消後は、道徳及び人権教育のより一層の充実を通じて、いじめを生まない土壌の醸成を図る。
- ⑥ 一般の保護者や地域社会に対しては、事態について説明し、理解を求めるとともに、重大事態の解消への協力を要請する。
- ⑦ 重大事態の報道等への対応は、学校と教育委員会が事実関係及び対応について十分確認し合い、齟齬のないように行う。

## 7 学校評価における留意事項

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、以下の(1)～(5)の項目に関しての評価規準を本校の学校評価項目に加え、適正に「いじめ問題対応の取り組み」を評価する。

### (1) 未然防止の評価規準

- ① 児童の自己指導能力を高めることができた。
- ② 児童の自己有用感を高めることができた。
- ③ 児童の規範意識を高めることができた。
- ④ 児童が教職員と相談しやすい関係を構築できた。
- ⑤ 情報モラル教育を推進できた。

### (2) 早期発見の評価規準

- ① いじめの早期発見に努めることができた。
- ② 保護者から学校へ相談できる関係が構築できた。
- ③ 複数の相談窓口を児童や保護者へ周知できた。

### (3) 早期解消の評価規準

- ① 被害児童の心のケアができた。
- ② いじめの事実を適切に確認できた。
- ③ 加害児童に対しては、いじめをやめさせることができた。
- ④ 重大事態の調査をし、教育委員会へ報告できた。(重大事態があった場合)
- ⑤ インターネットを通じて行われるいじめの対応ができた。

### (4) 関係機関との連携の評価規準

- ① 保護者と密接に連絡を取り合うことができた。
- ② 地域の協力を得ていじめの対応等ができた。
- ③ 警察、児童相談所、法務局等の関係機関に相談できた。
- ④ 学校以外の場で起きたいじめに適切に対応できた。

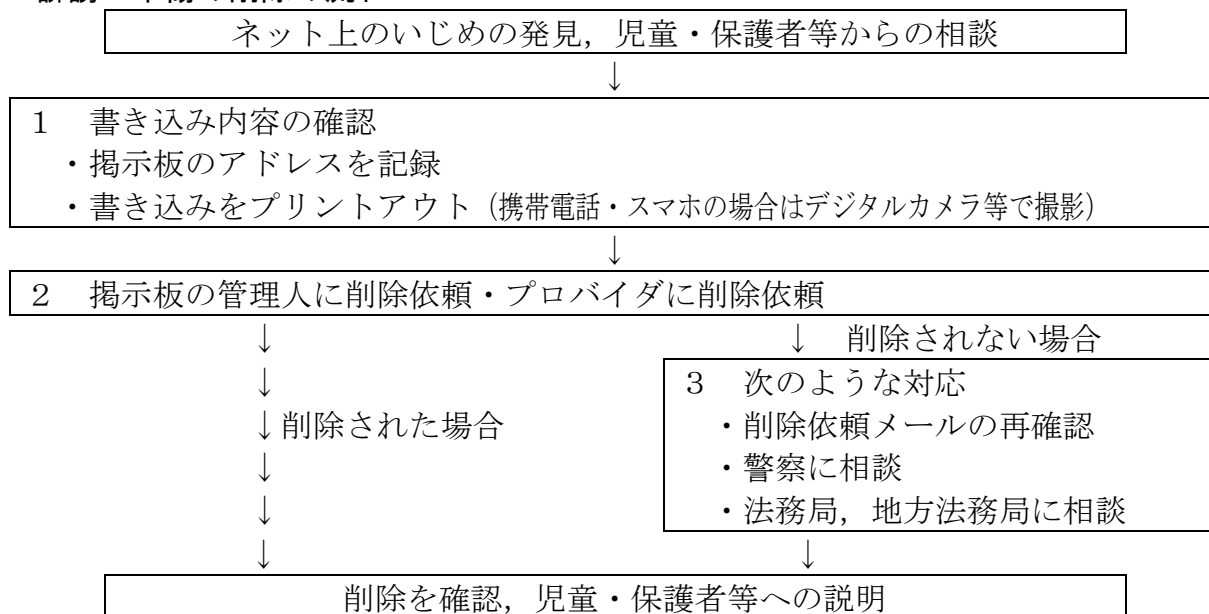
### (5) 教職員研修の評価規準

- ① 実践的研修を行うことができた。
- ② 事例研究を通して、いじめの対応方法の共通理解を図ることができた。
- ③ インターネット環境等に関する研修を行うことができた。
- ④ 発達障害を含む障害のある生徒が関わるいじめについては、教職員が個々の生徒の障害の特性への理解を深めることができた。

評価結果を基に、いじめへの取り組みが計画通りに遂行されているかどうかの確認や学校の基本方針等について体系的に見直しを行い、より迅速かつ適切ないじめの防止等の対応について検討する。

また、必要に応じて次年度の目標設定や年間計画等の修正等を行い、組織的な取組や、地域及び家庭と連携した、いじめ問題対策の総合的な改善を図る。

1 誹謗・中傷の削除の流れ



2 「ネット上のいじめ」が発見された場合の児童・保護者への対応

(1) 被害児童への対応

スクールカウンセラー等と連携し，教育相談体制の充実を図る。

また，学級担任だけで対応するのではなく，複数の教師で情報を共有して対応するなど，学校全体で「ネット上のいじめ」に対して取り組んでいく。

(2) 加害児童への対応

被害者からの情報だけをもとに，安易に加害者と決めつけず，「ネット上のいじめ」が起こった背景や事情について綿密に調べる。

また，いじめは決して許されないものであるということについて，粘り強い指導を行うとともに，個別の事例に応じて十分な配慮のもとに指導を行う。加害児童に対するケアを行う必要がある場合は，学級担任だけで対応するのではなく，複数の教師で対応する。

(3) 全校児童への対応

日頃から情報モラル教育を学校全体で行い，「ネット上のいじめ」の加害者にも被害者にもならないように指導を充実させる。

(4) 保護者への対応

被害児童の保護者に迅速に連絡するとともに，家庭訪問などを行い，保護者と話し合いの機会をもち，学校の対応について説明し，その後の対応について相談しながら進める。

加害児童が明らかな場合は，その保護者に対しても「ネット上のいじめ」は許されない行為であることを説明するとともに，再発させないために家庭でのネット使用の在り方についての説明を行う。

また，必要に応じて保護者会を開催するなどして，学校で起きた「ネット上のいじめ」の概要や学校における対応，家庭での留意点などを説明し，「ネット上のいじめ」に対する学校における対応方針を伝えるなど，学校の取組に対する保護者の理解を得られるようにする。